

# 国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

## 免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。免除や猶予を受けないまま保険料を納めずに入ると、障害のある状態になつたり死亡したりした場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、ぜひこの制度をご利用ください。

## ○免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べて少なくなります。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があり

ます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた

方は、後日、年金事務所から送付される一部免除額用の納付書で、指定の保険料を納めてください。納めないと未納扱いになりますので、注意してください。

## ○納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

昨年度分(平成30年7月～令和元年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

## ○保険料の追納

追納した期間は、全額納付した期間と同じ扱いになります。

ただし、免除・猶予期間の翌

年度から起算して3年度目以降(平成31年4月～令和2年3月分)であれば令和4年4月以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が、当時の保険料額に上乗せされます。

## 申請の受け付けは7月1日から

今年度分(令和元年7月～2年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分(平成30年7月～令和元年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受けて、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

## ○問い合わせ先

\*申請書の提出＝市役所年金係  
\*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み＝立川年金事務所へ。042-523-0352へ。

## 住宅防音工事に国が助成

横田飛行場に離着陸する航空機による騒音の障害を防止・軽減するため、防音工事の助成を行っています。

◇対象 次のいずれかに該当する住宅

\*右の図の75W・80Wの区域内に、昭和59年3月31日までに建築された

\*右の図の85W以上の区域内に、平成6年3月31日までに建築された

◇申請 住宅防音工事希望届を北関東防衛局(さいたま市)へ提出

※住宅防音工事希望届は、市役所住宅係にあるほか、北関東防衛局ホームページからダウンロードもできます。

※北関東防衛局や市では、設計事務所や工事業者のあっ旋はしていません。

☆詳しくは、北関東防衛局住宅防音課 048-600-1821、または、市役所住宅係へ。

